

1月より役場庁舎において、マイナンバーカードの申請手続きができます。

1月より（1月10日以降を予定）役場庁舎内に、マイナンバーカードのオンライン申請サポート等ができるパソコンを配置します。

※オンライン申請サポート等とは、パソコンを利用し、対面方式で申請を補助、写真撮影も同時に実施し、本人に代わり、必要事項等の代理入力サポートを行い、マイナンバーカードの申請受付を完了させるものです。また、マイナポイントの申請も可能です。操作方法等については職員がサポートします。

これにより、これからマイナンバーカードの申請をお考えの方は、申請書、写真がない場合でも役場窓口で申請書の再発行を受けて、マイナンバーカードを申請することが可能となります。（申請書の再発行が必要な方は本人確認資料が必要です。）

役場の業務時間内（平日：8：30～17：00）であれば、いつでも利用可能ですので、今後、マイナンバーカードの申請をお考えの方は、ご利用ください。

詳しくは、役場税務住民課住民グループ（☎27-2111）までお問い合わせください。

1月夜間及び休日の納付窓口・納付相談窓口開設のご案内

下記の日程で夜間及び休日の納付窓口・納税相談窓口を開設いたします。

仕事などで日中に税金の納付や相談が困難な方はどうぞご利用ください。

○納付・相談窓口 東通村役場 税務住民課 ※正面玄関からお入りください

○日時

1月26日（木）～27日（金） 17：00～20：00

1月29日（日） 9：00～17：00

○問合せ先 東通村税務住民課 税務グループ ☎27-2111（代表）

※納税相談や、連絡・納付のない滞納者については、差押え・公売等の滞納整理により税金の徴収を専門に行う「青森県市町村税滞納整理機構」への移管もありえますので適正な納税をお願いいたします。